

## 庁議（令和3年1月5日）結果について

- 1 開催日 令和3年1月5日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長、都市整備部長、社会教育部長、学校教育部長、  
消防長、職員課長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

### 6 付議事項

- (1) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正理由 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を活用し、国際交流員をパートタイム会計年度任用職員として継続任用するにあたり、規定を整備するもの。</li> <li>2 改正内容 国際交流員の職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等並びに報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について任命権者が別に定めることができるようにするため、規定を整備する。</li> <li>3 施行日 令和3年4月1日</li> </ol>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの。</p> <p>放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、「都道府県知事又は指定都市の長」に「中核市の長」を追加するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 市営住宅の災害一時使用者の不退去に係る訴えの提起について

概要	火災等の災害で住宅を失い居住の場に困窮している世帯を対象に、被災者の当面の居住の場を確保して生活基盤の立て直しを図るため、3か月を限度として市営住宅の一時使用を認めている。 対象者は、一時使用許可期限後も退去せず、約2か年に亘り市営住宅を使用し続けており、市営住宅の明渡し及び損害金の支払いを求める訴訟を提起するため、議案を提出するもの。
結果	審議の結果承認された。

(4) 吉沢公民館新改築工事の契約変更について

概要	吉沢公民館新改築工事（建築）において、残土処分と鉄筋・コンクリート工事における鉄筋量の変更等により当初設計から金額増が明らかになったため、設計変更が必要になりました。 変更内容 1 残土処分方法の変更 2 鉄筋・コンクリート工事における基礎形状変更及び鉄筋量の増加等 変更金額 当初請負金額 227,601,000円 変更請負金額 約233,226,000円 増額 約5,625,000円
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市学校給食費の管理に関する条例の制定について

概要	小学校分の学校給食費の公会計化に伴い、学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項について、この条例を制定するものです。 なお、施行日は令和3年4月1日とします。
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の要点 対象火気設備等のうち、電気自動車等を充電するための「急速充電設備」の全出力が20キロワットを超えるものから50キロワット以下と定められているところ、その上限を200キロワットまで拡大し、あわせて急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改正する
----	---

	<p>とともに、必要な規定を整備するものです。</p> <p>2 改正の背景</p> <p>電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、高出力の電気自動車用急速充電設備の普及が予測されるなかで、現行基準では、全出力50キロワットを超える急速充電設備は、「変電設備」での規制の対象となっていました。</p> <p>当該規制は自動車等の充電を行うことが想定されておらず、変電設備のままでは運転手が自ら充電することができないなど、使用実態と合わない事態が生じることから、条例に規定する急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて関連基準を改正するものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

## 7 報告事項

- (1) 平塚市公共施設等総合管理計画（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平塚市公共施設等総合管理計画は、本市の公共施設及びインフラ施設について、全体の状況を把握し、中長期的な視点と計画性をもって最適な管理運営を実現することを目的として、平成27年11月に策定しました。</p> <p>この度、現計画の計画期間の中間年に至り、策定からこれまでの取組や市を取り巻く状況の変化、国の策定指針の改訂などを反映した「平塚市公共施設等総合管理計画（改定素案）」がまとまりましたので、素案の内容についてパブリックコメント手続を次のとおり実施します。</p> <p>1 意見募集期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月9日（火）まで</p> <p>2 周知方法 広報ひらつか（2月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 閲覧場所 市政情報コーナー、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター</p> <p>4 意見の提出方法 直接資産経営課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表します。</p>
----	--

	なお、計画の改定は令和3年5月を予定しています。
--	--------------------------

(2) 平塚市公共施設等個別施設計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>「平塚市公共施設等個別施設計画」の上位計画となる「平塚市公共施設等総合管理計画」では、公共施設やインフラ施設について、全体の状況を把握し、計画的に施設の総量縮減や長寿命化を図ることにより、財政負担を軽減・平準化して最適な管理運営の実現を目指しています。</p> <p>本計画はその実現に向け、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる具体の対応方針を定めるため、個別施設ごとの長寿命化計画として策定するものであり、素案の内容についてパブリックコメント手続を次のとおり実施します。</p> <p>1 意見募集期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月9日（火）まで</p> <p>2 周知方法 広報ひらつか（2月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 閲覧場所 市政情報コーナー、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター</p> <p>4 意見の提出方法 直接資産経営課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表します。</p> <p>なお、計画の策定は令和3年5月を予定しています。</p>
----	---

(3) 平塚市学校施設の個別施設計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>「平塚市学校施設の個別施設計画」は、上位計画となる「平塚市公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画として、学校施設における長寿命化を基本とした改修や、適正な規模への再編により、教育環境の充実に図ることを目的として策定するものであり、素案の内容についてパブリックコメント手続を次のとおり実施します。</p> <p>1 意見募集期間 令和3年2月8日（月）から令和3年3月9日（火） 32日間</p> <p>2 周知方法</p>
----	---

	<p>広報ひらつか（2月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 素案の閲覧方法</p> <p>（1） 公共施設（市役所（市政情報コーナー、教育施設課）、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター）における素案の閲覧及び概要版の配布</p> <p>（2） 市ホームページでの掲載</p> <p>4 意見の提出方法</p> <p>直接教育施設課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答</p> <p>提出された意見への個別対応は行わず、市の考えを一括して公表します。</p> <p>なお、本計画の策定は令和3年5月を予定しています。</p>
--	---

(4) これからの平塚市図書館運営のあり方（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>市や図書館が抱える現状や課題を踏まえ、全体最適や選択と集中の視点から、民間活力を活用しながら、中央図書館、地区図書館及び移動図書館がどうあるべきかを示すものとして「これからの平塚市図書館運営のあり方」（素案）を策定するものです。令和3年度から令和12年度までに取り組む施策をまとめています。策定にあっては、図書館協議会等からの意見を取り入れています。ここで素案がまとまりましたので、内容を公表し、市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施するものです。</p> <p>1 意見募集期間</p> <p>令和3年2月8日（月）から令和3年3月9日（火）まで</p> <p>2 周知方法</p> <p>広報ひらつか（2月第1金曜日号）、市ホームページ、記者発表</p> <p>3 素案の閲覧場所</p> <p>市政情報コーナー、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、青少年会館、ひらつか市民活動センター</p> <p>4 意見の提出方法</p> <p>中央・北・西・南図書館へ直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール</p> <p>5 意見への回答</p> <p>提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表します。</p>
----	---

以 上